

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 新たな土地改良事業を行うことを適当と決定した件 七
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件三件 七
- 道路の区域を変更する件 六
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 六

告 示

福島県告示第五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第八十条第一項の規定により、小田高原土地改良区が小田高原地区維持管理事業に係る新たな土地改良事業を行うことについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年五月十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
 - 土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
 - 令和元年五月十五日から
 - 同 年六月三日まで （二十日間）
- 三 縦覧の場所
 - 喜多方市役所

（農村計画課）

福島県告示第六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和元年五月十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 河沼郡柳津町大字久保田字下平甲二三七五の二
- 二 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字下平甲二三七五の二（次の図に示す部分に限る。）
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び柳津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和元年五月十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 河沼郡柳津町大字久保田字押山乙二〇八三、大字湯八木沢字傾城沢二二一〇の四五
- 二 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字押山乙二〇八三・字傾城沢二二一〇の四五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び柳津町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

福島県告示第八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和元年五月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
河沼郡柳津町大字大柳字大平山甲四四六の二（次の図に示す部分に限る。）、甲四四六の三、字長曾根甲四七八の一、甲四七八の二
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大平山甲四四六の二・甲四四六の三・字長曾根甲四七八の一・甲四七八の二
（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び柳津町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

福島県告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画

課及び福島県相双建設事務所で令和元年五月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年五月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道広野 小高線	双葉郡楡葉町大字山田 岡字下岩沢一番二地先 から 同 郡同 町大字山田 岡字下岩沢一番二地先 まで	変更前 変更後	一一・〇〇 二四・〇〇	一五・〇〇

(道路計画課)

公 告

公告第十八号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の三第三項の規定により、八神沢地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地防災事業（ため池等整備事業（ため池整備）））の工事は平成三十一年三月二十六日完了したので公告する。

令和元年五月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)